



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

### 記

#### 1 件 名

白川自家発電機棟空気始動設備修繕

#### 2 事業者名

北海道川崎建機株式会社

#### 3 特定理由

本修繕の対象機器は、白川浄水場の非常用自家発電機の始動のための設備である。

本修繕は、自家発電設備の空気始動設備の修繕を行い、動作状況の確認などの総合的な試験調整を行って機器の機能の回復を図るものであるが、対象機器は白川浄水場自家発電機用として特別に設計・製作されたものであり、そのデータは一般に公開されていない。

上記業者は、製造元である川崎重工業㈱より対象機器のメンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。

以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。

#### 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

## 記

- 1 件名 白川第2浄水場消石灰移送ポンプ整備修繕
- 2 業者名 古河産機システムズ株式会社 札幌支店
- 3 特定理由 本修繕の対象機器は、凝集pH調整剤の消石灰を溶解槽から注入機のある貯蔵槽へ移送するために設置されているポンプ設備である。  
本修繕は、対象機器の分解整備、構成部品の交換、動作状況の確認など、総合的な試験調整を行い、設備の機能回復を図るものである。  
本修繕の実施にあたっては、製造元の純正部品でなければ既設とは適合せず、機器の構造、部品の製作・組立調整など製造元のみが保有する機器独自の設計データと専門整備技術がなければ機能の回復は確保できない。  
上記業者は、当該機器の設計・製作を行った業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所有している唯一の業者である。  
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。